

宮崎市会計年度任用職員募集要項
地域おこし協力隊（多文化共生推進人材）

1 募集職種	地域おこし協力隊（多文化共生推進人材）
2 募集人員	若干名
3 職務内容	<p>宮崎市内の外国人住民数は年々増加しており、ベトナムをはじめとする東南アジアの方を中心に多国籍化も進んでいます。</p> <p>また、全国的な少子高齢化の影響により、労働力の確保が課題となる中、外国人が働き手として、また、地域の一員として活躍できる環境を整える必要があります。</p> <p>今回、外国人にとって住みやすく、外国人に選んでもらえる宮崎市を実現するために、私たちと共に以下の業務に取り組んでいただける方を募集します。</p> <p>（１）外国人住民からの相談対応 （２）日本人と外国人住民との交流促進 （３）外国人コミュニティ形成支援 （４）SNSを活用した外国人住民向けの情報発信</p>
4 勤務場所	宮崎市内
5 給料等	<p>基本報酬月額 208,000 円</p> <p>通勤手当は、通勤距離に応じて支給されます。</p> <p>期末手当・退職手当は、支給条件に応じて支給されます。（ただし、退職手当については、任用期間が6ヶ月未満の場合は支給されません。）</p> <p>住宅は、予算の範囲内で本市が借上げます。（家賃等の一部、光熱水費等の全額は本人の負担となります。）</p> <p>※住宅の支援は市議会で予算が議決されることが条件となっているため、最終決定は予算成立後（3月）となります。</p>
6 応募資格等	<p>（1）次に掲げる要件のいずれかに該当する方</p> <p>ア 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。）の都市地域又は政令指定都市のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189</p>

	<p>号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)及び沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)のいずれかに指定された地域をいう。)を除く地域に生活の拠点があり、住所を定めている方</p> <p>イ 本市以外において地域おこし協力隊員として同一地域での活動経験が2年以上あり、かつ活動期間終了後1年以内の方</p> <p>ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業(以下「JETプログラム」という。)の参加者としての活動経験が2年以上あり、かつ、JETプログラムを終了した日から1年以内の方</p> <p>エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方</p> <p>(2)(1)の要件に該当し、宮崎市に住民票を異動し、定住しようとする意志のある方</p> <p>(3) 英語による相談対応や書類作成等が可能なこと</p> <p>(4) 多文化共生のまちづくりのため、外国人と日本人の架け橋となって活躍する意欲のある方</p> <p>(5) パソコンの文書作成及び表計算ソフトが使用可能なこと</p> <p>(6) SNSを活用した情報発信が可能なこと</p> <p>(7) 普通自動車運転免許を有する者</p> <p>(8) 心身ともに健康で誠実に活動を行うことができる者</p> <p>(9) 市の条例及び規律等を遵守し、職務命令等に従うことができる者</p> <p>(10) 地方公務員法第16条に規定する職員の欠格条項に該当しない者</p>
<p>7 選考にあたっての優遇条件</p>	<p>○ 日本語教師資格取得者</p> <p>○ 次のいずれかの言語でコミュニケーションができる方。 ベトナム語 / ネパール語 / インドネシア語 / ミャンマー語</p> <p>○ 海外での居住経験(旅行は含まない)がある方。</p>
<p>8 応募方法</p>	<p>令和5年12月27日(水)から令和6年2月9日(金)までに地域おこし協力隊応募用紙(写真貼付あり)、「6 応募資格等(1)」の要件に該当することが分かる書類(住民票抄本の写しなど)および普通自動車運転免許証の写しを秘書課まで提出してください(郵送可)。</p> <p>郵送の場合は、2月9日(金)までに必着。</p> <p>なお受付時間は、午前9時から午後5時までとします。</p>

<p>9 選考方法</p>	<p>(1) 第1次選考（書類審査） 選考結果は令和6年2月15日（木）までに応募者本人にお知らせします。</p> <p>(2) 第2次選考（面接審査） 第1次選考合格者は、面接による第2次選考を実施します。詳細は第1次選考結果の通知の際にお知らせします。 ※面接はWEB面接にて実施します。 ※WEB面接では、カメラ・マイク機能を備えたパソコン又はスマートフォン等及びWifi等のインターネット環境を各自で準備していただく必要があります。</p> <p>(3) 決定通知 最終合格者には、採用決定通知を送付します。 ※住民票の異動は必ず採用決定通知日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者ではなくなり、採用取り消しとなる場合がありますので、ご注意ください。</p>
<p>10 合格発表</p>	<p>令和6年2月29日（木）の予定</p>
<p>11 勤務条件等</p>	<p>(1) 任用期間 令和6年4月1日（予定）から令和7年3月31日までの1年以内とし、勤務状況等により2回まで再度任用する場合があります。 ※その場合、最長3年の勤務となります。 ※任用開始日は、宮崎市と合格者の両方で協議の上決定しますが、原則として、4月1日から3ヶ月以内とします。 ※なお、任用後1ヶ月間は条件付採用期間です。（再度の任用の際も適用となります）</p> <p>(2) 勤務形態 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩1時間） ※土曜日、日曜日の勤務や時間外勤務となる場合もあります。</p> <p>(3) 休暇 年次有給休暇は年10日（勤務日数や継続勤務期間等によって異なります）</p> <p>(4) 社会保険 地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによりそれぞれ加入します。</p>
<p>12 欠格要件</p>	<p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執</p>

	<p>行を受けることがなくなるまでの人</p> <p>(2) 宮崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p>
13 問合せ先	<p>〒880-8505 宮崎市橘通西 1-1-1</p> <p>宮崎市総合政策部秘書課都市交流係</p> <p>担当：塩月</p> <p>電話：0985-21-1704</p>